

## オンラインで出席する委員の出席確認等について

### 【なりすまし等を防ぐための運用方法、退席したとみなす要件について】

あらかじめ委員に通知したID、パスワードによるログイン

画面上に当該議員が映り、本人の音声であるかを確認

映像と音声切断された場合は、退席したものとみなす  
(その他退席したものとみなす要件について規定する)

### 【参考】委員会条例第15条の2第1項

### 【他市議会参考例】

- ・議員は、あらかじめ付与されたユーザーID及びパスワードによりオンライン会議に出席することができる。また、会議出席中は、原則音声を遮断する。委員長等は、開会前にオンライン出席議員の映像及び音声是否正常なものかを確認する。開会前までに確認ができない場合、当該議員は欠席とみなす。
- ・委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、当該委員の映像及び音声を確認することができる場合に限り、条例第●●条第●項に規定する出席委員と認めるものとする。
- ・オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をするのが困難となったオンライン委員、オンライン委員外議員又はオンライン紹介議員は途中退席したものとみなす。前項の規定により途中退席したとみなされたオンライン委員等が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。